

共通仕様書

1. 業務名

学習者用タブレット端末等の調達（リース）

2. 納入場所

各市が指定する場所

詳細については業者決定後、各市と協議すること。

3. 賃貸借期限及び方法

賃貸借期間は、概ね5年間（別添市別設計設定要件仕様書のとおりとする）。支払いについては毎月の均等払いとする。本件の見積もり積算については諸費用も含めて賃借料を算出すること。

4. 納入期限

別添市別設計設定要件仕様書の通りとする

詳細については業者決定後、各市と協議すること。

5. 調達方法および要件等

本調達の対象となる市は別添「市別設計設定要件仕様書」に示す。

- （1）調達方法はリースとすること。
- （2）受注者は、受託候補決定通知受領後、各市教育委員会と個別に契約を行うこと。
- （3）別添「市別設計設定要件仕様書」に調達予定台数を示すが、端末本体については、全台同じ機種（同一メーカー、同一型番）とすること。
- （4）受注者は、受託候補決定通知受領後、各市教育委員会に納入数量等の増減、及び、作業範囲変更有無を確認すること。
- （5）市教育委員会ごとに金額の内訳が分かるように明細を作成すること。
- （6）サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- （7）機器の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費、機器等についても見積りに加えること。

6. 特記事項

- （1）本仕様書の条件を満たすこと。
- （2）納入後1年間は、納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- （3）前記の項目に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議すること。また、契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

- (4) 当該物品供給契約の締結は、議会の議決が必要となる自治体においては、当該受注者決定後に仮契約を締結し、議会議決後に本契約とする。
- (5) 本件は大分県の「大分県公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用するものである。その補助金の内容については、大分県教育委員会のサイト「大分県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱の関係書類一式(※1)」及び、文部科学省のサイト「GIGA スクール構想の実現について(※2)」内にある要綱等、内容を十分に確認すること。また、各市と当該補助金の共同申請を行うことに同意の上、入札に参加すること。補助金の対象となる範囲等については、当該の項目を参照のこと。

※1 (URL) <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/kikin-syorui.html>

※2 (URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

7. 契約内容

・導入予定機器は新品の現行モデルであること。契約時に新製品がリリースされた場合、発注者と協議の上の納入物品を確定させること。

ただし、契約金額に変更のないこと及び周辺機器等については端末本体の後継機種で動作確認済みの製品を納入することを条件とし、各自治体との協議を経るものとする。

また、納品時は、最新のバージョンのものを導入するとともに、5 年以上のサポートを有している OS を納品することが望ましい。

OS をバージョンアップすることでサポートを受けられることでも可とする。

(1) 賃貸借契約

契約内容は下記の通りとし、各市契約内容については、別添市別設計設定要件仕様書を確認すること。

リース① 残価設定型リース	・残価設定の対象台数については別添市別設計設定要件仕様書を確認すること。残価設定の対象台数と調達台数との差分については原状回復義務の対象とはならない事とする。 1. 物件ラベル貼付 ・各自治体での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 2. 延長条件 (iPad 限定) ・契約満了後、賃借人からの要望がある場合、基本はタブレット端末 (iPad 端末) については月額料金と同額で再リースを、その他の物品については、月額料金の 10 分の 1 程度の金額にて 1 年単位で行うことができること。但し、賃借人及び賃貸人の双方合意の上、月額料金及び再リース期間を変更できるものとする。 3. 返却期日と原状回復義務 ・賃貸借期間満了後は契約を終了とし、機器を 45 日以内に返却すること。 また、賃借人は賃貸借機器を返還する際、保存されたデータを全て
--------------------------	---

	削除する等、借り上げ機器を引き渡し当時の原状（通常の損耗は除く）に回復する。 ・返却する端末はデータ消去、アクティベーションロックを解除したうえで、導入台数の 95%以上を破損なく稼働できる状態で返却するものとする。 このことにおいて修理が必要となった場合には、Apple 正規代理店にて修理すること。なお、同梱される充電器、ケーブル類に関しては使用できる物は可能な限り返却する。 4. 物件回収率（全物件に対して 5%の返還免除） 賃借人が物件を紛失又は破損したことにより物件の一部を返還することが困難となった場合には、賃貸人は残価設定の対象台数の 5%を上限とする数の物件について返還を免除すること。 5. 返却時の梱包作業 原状回復については、賃借人、返却および梱包にかかる費用は、すべて賃貸人の負担とする。 6. 動産総合保険 一般的な保険（地震、津波等による損害、ソフトウェアが対象外かつ期間の経過に伴い保険金額を逡減する）を付保すること。
リース② ファイナンスリース	1. 物件ラベル貼付 ・各自治体での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 2. 延長条件 ・契約満了後、賃借人からの要望がある場合、月額料金の 10 分の 1 程度の金額で再リースを行うことができること。 3. 返却期日と原状回復義務 ・賃貸借期間満了後は契約を終了とし、機器を 45 日以内に返却すること。 また、賃借人は賃貸借機器を返還する際、保存されたデータを全て削除する等、借り上げ機器を引き渡し当時の原状（通常の損耗は除く）に回復し、安全に引渡すために適切な方法により物件を梱包する。 ・返却する端末はデータ消去、アクティベーションロックを解除したうえで、破損なく稼働できる状態で返却するものとする。 このことにおいて修理が必要となった場合には、Apple 正規代理店にて修理すること。 なお、同梱される充電器、ケーブル類に関しては使用できる物は可能な限り返却する。 4. 返却時の梱包作業 ・返却、原状回復および梱包等にかかる費用は、すべて賃借人の負担とする。

	5. 動産総合保険 一般的な保険（地震、津波等による損害、ソフトウェアが対象外かつ期間の経過に伴い保険金額を逡減する）を付保すること。
--	---

(2) 学習者用タブレット端末

- ・数量については市別設計設定要件仕様書を参照すること

項 目	仕様内容
OS	iPadOS (iPadOS18相当以上)
ストレージ	64GB以上
画面	10～14インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
音声接続端子	USB Type-Cポートに3.5mmプラグ仕様のマイク・ヘッドフォンが接続できる変換アダプタを端末台数分用意すること(ハードウェアキーボードの本体カバーを取り付けた状態でも、本アダプタを端末のUSBType-Cポートに接続できること)
外部接続端子	USB2.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
電源アダプタ等	導入する端末に対応する電源アダプタ及びケーブルを添付すること
その他	Automated Device Enrollment(旧：Device Enrollment Program)に対応していること 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること。 ①端末の稼働状況を把握できる機能 ②適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること
製品指定	Apple iPad (A16モデル) Wi-Fiモデル 同等以上

(3) キーボードケース

- ・数量については学習者用タブレット端末と同数とすること

項 目	仕様内容
-----	------

本体	・「(1) 学習者用タブレット端末」に対応していること ・保護性能において衝撃吸収が可能であること。 ・スタンド機能を有すること。 ・液晶画面を覆うカバーが付いたケース（いわゆる手帳・ノート型）であること。 ・「(1) 学習者用タブレット端末」の画面サイズに対応すること
キーボード	・日本語JISキーボードであること
その他	・端末本体とはSmart Connectorを使って接続でき、ペアリングや充電が不要であること ・タッチペンを持ち運ぶためのホルダーがあること。 ・3年間のメーカー保証を付帯すること。また、送料はメーカー負担の先出センドバック方式であること。 ・国内の学校に旧モデルも含み累計200万台以上の出荷実績がある製品であること
製品指定	ロジクールRUGGED COMBO4

(4) 管理ソフト (MDM) 5 年間

- ・数量については学習者用タブレット端末と同数とすること。
- ・すでに MDM を導入している市に合わせるため、指定品とする。
- ・発注者がライセンス違反を犯さないよう、受注者の責任において構築期間中も含めて必要なライセンスを納入すること。

項 目	仕様内容
製品指定	・インヴェンティット (株) mobiconnect for Education with AAES 5年

(5) タッチペン

- ・要否については、別添市別設計設定要件仕様書を確認すること。
- ・数量は学習者端末と同数とすること。

項 目	仕様内容
製品① 非充電式	・1 タブレット端末に対応していること ・バッテリー非搭載かつ電池不使用であること。 ・ペンの先端は伝導性繊維製であること ・児童生徒の使いやすさを考慮し、ペンの長さは 11cm 以上とすること
例示品	エムディーエス 伝導性繊維ペン先タッチペン

製品②	・1 タブレット端末に対応していること
-----	---

充電式	・充電式でかつ充電表示 LED が内蔵されていること ・パームリジェクション機能を有すること ・傾き検知機能を有すること ・タブレット本体とペアリングをせずに使用できること ・替え芯が 2 個以上付属していること ・ペン先およびバッテリー劣化を除く本体部分の保証を 5 年とし、メーカー送料負担による先出しセンドバック方式とする ・ペン先径が約 2.0mm 以下であること ・駆動時間は約 7.5 時間あること
例示品	エムディーエス iPadOS 用充電式タッチペン

(6) 変換アダプタ

- ・数量は学習者用タブレット端末と同数とすること。

項 目	仕様内容
変換アダプタ	・ヘッドフォンやスピーカー等の標準的な 3.5mm オーディオプラグを USB-C デバイスに接続するためのアダプタとして、調達する iPad (Apple 社) に適合すること。

(7) 導入設計・設定作業

- ・iPad と MDM の設計・設定作業については APEP (Apple Premium Education Partner) として認定されている企業が提供しているサービスを利用すること。
- ・既存環境をアセスメントした上で推奨設定を提示すること。
- ・各設定内容の詳細については、教育委員会の要望をヒアリングし協議のうえ決定すること。
- ・端末を ADE(DEP)登録すること。
- ・MDM で作成する設定情報等は各学校のグループ配下で変更等が可能なように作成すること。
- ・設定情報が入力されているファイルはタブレット端末の利用者側では削除ができないようにすること。
- ・アプリ管理は UI3 をベースとして mobiApps オンデマンドを構築し、ルートグループのアプリリストを登録すること。登録するアプリの個数に制限は設けず、受注者にて対応すること。
- ・OS とインストールアプリは作業時の最新版で納品すること。
- ・管理ラベルを 3 つ貼付すること。
- ・フィーチャーセット/プロファイル/管理ポリシーを端末に配信し適用確認をすること。
- ・6- (7) に記載のあるインストールアプリを MDM からライセンスを割り当てて iPad にインストールすること。Web フィルタリングアプリは動作するように有効化の処理をすること。
- ・6- (2) のキーボードケースを iPad に取り付けること。
- ・指定場所への配送までを本調達の範囲とし、開梱・保管庫への格納作業など納品時に発生する作業は含まれない。ただし、動作確認作業を 1 自治体につき 1 校以上で実施すること。詳

細については随意契約時に発注者と協議すること。動作不良が確認された場合、速やかに修正作業ができる体制を有していること。

- ・ 調達機器に障害が発生した場合、迅速に各学校を訪問し対応できる体制を有していること。障害対応のフローや対応可能時間帯を事前に明示できること。
- ・ ホスト名、シリアル番号、MAC アドレスの一覧表を作成すること。
- ・ ロック画面にシリアル番号を表示する設定を行うこと。

(8) インストールアプリ

- ・ 詳細については、別添市別設計設定要件仕様書を確認すること。

8. 納品・検品

- (1) 機器の調達、納入等すべての諸費用については受注者の負担とすること。
- (2) 納品するまでの保管場所の確保及び費用についても受注者で負担すること。
- (3) キットングに必要な場所の確保や設備等は受注者で準備し、費用も負担すること。
- (4) 機器の納入については、所定の位置に指定する期日までに行うとともに、機器の搬入には細心の注意を払うこと。また、建物に破損が生じた場合、修理に要する費用は受注者の負担とすること。
- (5) 納入する端末について、市教育委員会から納入期限前に実機による機能審査を求められた場合は、これに応じること。
- (6) 機器等の搬入後、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。なお、動作確認作業は1自治体につき1校以上で実施すること。ただし、動作確認及び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (7) 納入完了後、市教育委員会の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。なお、検査の結果、本仕様書と不適合なものが発見された場合は、選定業者は直ちに修正すること。

9. 納品成果物

- ・ 運用開始後、教育委員会及び学校が、学習者用タブレット端末を円滑に管理できるよう、下記の文書を市毎に作成すること。
 - (1) 基本設計書（タブレット端末、管理サービス）1部
タブレット端末、および管理サービスに関わる設計内容を示した書類。
 - (2) 設定情報一覧（シリアル番号等含む）1部
タブレット端末や管理サービスについて、納入時までに行った全ての設定に関する手順及び設定内容を示した書類。
 - (3) 実務手順書（タブレット端末、管理サービス）1部
Apple School Manager 及び Volume Purchase Program 並びに MDM について、運用上必要な操作をまとめた手順書を納入すること。なお、ここで言う「必要な操作」とは初期設定時の手順を示すものではなく、導入後に発生しうる事象に関する操作手

順も含むものであり、少なくとも下記を含むものとする。

- (ア) アプリケーションの追加・削除・アップデート
- (イ) OS のアップデート
- (ウ) 設定情報の追加・変更・削除
- (エ) 故障時の対応

(4) ライセンス証書

ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面等がある場合は、それを設置場所毎にファイリングすること。

(5) 納品物一覧表

納品物の一覧表を作成し、品名、型番、シリアル番号、MAC アドレス、付属品、購入またはリースしたソフトウェア等、保守運用に必要な情報を記載すること。

(6) 作業完了報告書

全ての動作試験が完了し、かつ、合格したことを示す資料を作成すること。作業した資料を添付し、作業完了報告書を作成すること。

- ・ 設計・設定は市毎に異なるため、汎用的なものではなくそれぞれに応じた内容で作成すること。

10. 受注者の要件

次の要件を満たす事業者から調達すること。

- (1) iPad の販売権を取得していること
- (2) 大分県内または他都道府県で GIGA スクール案件の対応実績があること。
- (3) iPad 端末の導入実績があること。
- (4) Apple School Manager および MDM の構築実績があること。

11. 機密保持、情報セキュリティに関する責任、法令等の順守等

- (1) 知的財産等の帰属については、別途締結する市との契約書による。
- (2) 機密保持

(ア) 受注者は、本共同調達に係る作業を実施するに当たり、大分県教育委員会又は市教育委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、除くものとする。

- ・ 取得した時点において、既に公知であるもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 大分県教育委員会又は市教育委員会から秘密ではないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に大分県教育委員会又は市教育委員会との協議のうえ、承認を得たもの

(イ) 受注者は、大分県教育委員会又は市教育委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製してはならない。

- (ウ) 受注者は、本共同調達に係る業務に関与した受注者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。
- (エ) 受注者は、本共同調達に係る検収後、受注者の事務所内部に保有・保管されている本共同調達に係る大分県教育委員会又は市教育委員会に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、大分県教育委員会又は市教育委員会から貸与されたものについては、検収後 2 週間以内に返却するものとする。
- (3) 情報セキュリティポリシー等の遵守
 - (ア) 受注者は、市が別に定める「情報セキュリティ基本方針」等を遵守すること。
 - (イ) 受注者は、個人情報の扱いについて、市が別に定める規定等を遵守すること。
- (4) 情報セキュリティを確保するための体制の整備
 - (ア) 受注者は、市が定めるセキュリティポリシー等に従い、受注者の組織全般のセキュリティを確保するとともに、市から求められた本共同調達に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
 - (イ) 受注者は、市の個人情報保護のための体制を整備すること。
- (5) 法令等の遵守
 - (ア) 受注者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を順守すること。
 - (イ) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。